

資料 5

様式第1-6（日本工業規格A列4番）

三活第 号
平成29年7月 日

国土交通大臣 殿

広島県三原市港町三丁目5番1号
三原市地域公共交通活性化協議会
会長 野原建一 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書（案）

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

地域内フィーダー系統確保維持計画

◆計画期間 平成30年度から平成32年度

◆地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

「三原市 地域内フィーダー系統確保維持計画」

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

三原市の公共交通は鉄道や路線バスをはじめ、市内5地域で運行する地域コミュニティ交通や定期航路など、各種の地域公共交通が市民生活を支えています。（別紙「三原市公共交通体系図参照）

しかしながら、人口減少や少子高齢化、マイカーに依存するライフスタイルの定着などに伴い、地域公共交通の利用者は減少傾向にあります。また、今後更にこの傾向が続く場合、地域公共交通の維持に必要な本市負担額は増加し続ける可能性があります。

このような状況を踏まえると、市民の移動環境を守り続けるためには、今まで以上に効率的かつ健全な地域公共交通体系の構築に向けた取組みや、定期的に地域公共交通サービスを評価・検証する仕組みづくり、更に市民を含む多様な主体が協働で地域公共交通を守る機運を高め、行動できる環境を整えることが必要となっています。

以上の課題を踏まえ、本市では、平成27年3月に、将来の本市の姿を見据えた持続可能な地域公共交通体系の構築に資する具体的な仕組み、施策、事業を網羅した「三原市地域公共交通網形成計画」を策定し、市民生活の利便性と福祉の向上に資することを目的に、取組みを行っています。

【本郷地域】

三原市の南西部に位置する本郷地域においては、中心部にJR本郷駅や三原市役所本郷支所、本郷中央病院などの病院・医院、大規模スーパー等が集中しており、地域住民の日常生活の主要な目的地となっています。

本郷地域の公共交通は、JR、民間事業者が運行する路線バス（3路線）の他、三原市が運営主体とした本郷地域の中心部と周辺部を繋ぐ路線定期運行の本郷地域内交通バスを運行していました。

しかし、この本郷地域内交通バスの利用状況は収支率4.4%（平成27年度）と低い状況であり、また、「三原市地域公共交通網形成計画」において、収支率10%未満の地域コミュニティ交通は運行を見直すこととしていることから、地域住民にとって、より利用しやすく、利便性の高い新たな地域コミュニティ交通として、本郷町内会長連合会が運営する区域運行のデマンド型乗合タクシーを導入し、平成28年10月から運行を開始しました。

区域運行（デマンド型乗合タクシー）の導入により、これまで路線バス利用不便地区であった住民（特に高齢者）も利用することが可能となり、地域内での通院や買物などの日常生活の移動や、更には鉄道駅や地域間幹線系統バスとの接続により、地域外への広域的

な移動手段も確保することができます。

【久井地域】

三原市北部地域における公共交通機関であるバス交通は、交通不便地域を中心に身近な交通手段として重要な役割を果たし、特に車の免許を持たない高齢者や高校生にとって唯一の移動手段となっており、通院・通学・買物等の生活に必要不可欠な交通手段です。中でも久井地域においては、県立久井高等学校の閉校（平成22年3月）や、くい市民病院と公立世羅中央病院の経営統合による、くい市民病院の診療所化（平成23年10月）等により、地域外への交通手段に対するニーズが増加しましたが、同地域には、既存路線バスの利用に不便な集落が広く分布しています。

そのため昭和56年度から久井地域内各地区と公立くい診療所等の医療機関が集積するエリアとの間を運行してきた「久井町へき地患者輸送バス」（通院利用限定・運賃無料）を見直すことで、誰もが利用でき、既存路線バスへの円滑な接続を可能とし、住民の日常生活に必要な地域内交通手段とするため、平成23年10月から「久井地域内交通手段」として実証運行を開始しました。交通不便地域が広く分布する久井地域全体を5地区に分け、公立くい診療所をはじめとする医療機関や小売店が集積するエリアと5地区を結ぶ路線設定とし、週2回運行、1日2便、運行ダイヤは幹線交通である路線バス（2路線3系統）との乗り継ぎの最適化を図りながら、地域内での通院・買い物に便利な時間帯を考慮した設定としました。

この「久井地域内交通手段」に地域公共交通確保維持事業を活用することで、路線バス利用不便地区における交通手段の確保を図りつつ、効率的で持続可能な地域内交通を維持していく必要があります、平成24年度から同事業の適用を受けています。

「久井地域内交通手段」の運行路線（地区別5路線）

小林・山中野・土取地区	月・水曜日運行
坂井原・下津地区	火・木曜日運行
羽倉地区	水・金曜日運行
泉・和草地区	火・木曜日運行
吉田・筋原地区	月・金曜日運行

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

1. 事業の目標

【本郷地域】

平成30～32年の3年度について、「三原市地域公共交通網形成計画」で定めた地域コミュニティ交通の運行継続基準である収支率10%以上を確保することを目標とします。

三原市大和町で運行しているデマンドタクシーの事業費実績から、収支率10%以上（優待乗車補填金相当額を含む）を確保するためには、1日当たりの利用者数が30人以上必要と推計し、目標値を設定します。

1日当たりの利用者数の目標値については、今後の事業費や利用実績に応じて、適宜見直しを行い設定します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
収支率	10%以上	10%以上	10%以上
利用者数／1日	30人以上	30人以上	30人以上

※全系統での目標値

※大和ふれあいタクシー事業費実績（平成28年度）：12,304,000円

収支率10%：1,230,400円（事業費×10%）

1日当たり利用者数：1,230,400円／300円（1乗車）／145日（運行日数）＝28.3人≈30人

【久井地域】

「久井町へき地患者輸送車」及び久井地域内交通の利用者推移

区分		期間中 利用者数	月平均 利用者数	1日平均 利用者数	対前期比	対前期比 平均
1	平成18年度	8,279人	689.9人	—	—	88.0%
2	平成19年度	6,888人	574.0人	—	83.2%	
3	平成20年度	5,673人	472.8人	—	82.4%	
4	平成21年度	4,907人	408.9人	—	86.5%	
5	平成22年度	4,424人	368.7人	—	90.2%	
6	平成23年度 (4月～9月)	2,157人	359.5人	—	97.5%	
7	平成23年度 (10月～3月)	2,319人	386.5人	19.4人	107.5%	
8	平成24年度	4,810人	401人	19.6人	107.5%	
9	平成25年度	4,709人	392人	19.3人	97.9%	
10	平成26年度	4,352人	363人	17.8人	92.4%	
11	平成27年度	3,845人	320人	15.8人	88.4%	
12	平成28年度	3,316人	276人	13.6人	86.2%	

区分1～6 「久井町へき地患者輸送車」実施期間

区分7～12 久井地域内交通実施期間

これまで久井地域内交通手段においては、きめ細やかな運行を目指し、経路やダイヤの変更、停車場の新設などの利用者増加に向けた取組みを行ってきましたが、平成25年度以降、利用者は減少しています。

そのため、平成30～32年の3年度については、久井地域内交通手段利用者の減少を食い

止め、現在のサービス水準を維持することを目指し、平成28年度の利用実績である1日平均利用者数「13.6人」を維持することとし、目標を設定します。

また、久井地域内交通手段の健全な運行を維持するため、三原市地域公共交通網形成計画で定めた地域コミュニティ交通運行継続基準である収支率10%以上を併せて目標設定します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数／1日	13.6人以上	13.6人以上	13.6人以上
収支率	10%以上	10%以上	10%以上

※全路線での目標値

2. 事業の効果

【本郷地域】

区域運行（デマンド型乗合タクシー）の導入により、これまで路線バス利用不便地区であった住民も利用することが可能となり、特に高齢者を中心とした日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができます。

また、地域間幹線系統の三原本郷循環線（芸陽バス）と接続することにより、市内中心部への移動手段の確保、高齢者の外出促進、地域住民の活動機会の増加、地域の活性化に繋がります。

【久井地域】

久井地域内交通5路線を維持・確保することで、バス利用不便集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されます。

また、地域間幹線系統甲山・三原線（中国バス）との接続により、市内中心部への移動手段の確保、高齢者の外出促進、地域住民の活動機会の増加、地域活性化に繋がります。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【本郷地域】

運行状況を検証し、運営主体の本郷町町内会長連合会と意見交換や協議等を実施するとともに、各地域の集まりでの利用の呼びかけや地域住民へ利用の方法や状況等を情報提供するなど、各種普及・利用促進の取組みを行う。

【久井地域】

運行状況について検証するとともに、利用者のニーズ把握に努め、必要に応じて運行内容の見直しなど利用促進策を検討、実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

- 地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）

「表1」添付

- 運行の態様

【本郷地域】

①事業者名 双葉運輸(株) 双葉タクシー
(株)エフ・ジー 本郷タクシー
おかの交通(株) やっさタクシー

②運行系統図 資料「1-1」参照

船木路線 [発地] 免開集会所前 [着地] マックスバリュ
北方路線 [発地] 本谷集会所前 [着地] 本郷駅
南方路線 [発地] 日名内下集会所前 [着地] 本郷駅

③運行ダイヤ・運行日・利用方法等 資料「1-2」参照

12便／日

運行日：月曜日、水曜日、金曜日（運行日が祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休）

④運行路線

事業者は1ヶ月ごとに運行する路線を交代する。

○双葉運輸(株) 船木路線 10月、1月、4月、7月
北方路線 11月、2月、5月、8月
南方路線 12月、3月、6月、9月

○(株)エフ・ジー 船木路線 12月、3月、6月、9月
北方路線 10月、1月、4月、7月
南方路線 11月、2月、5月、8月

○おかの交通(株) 船木路線 11月、2月、5月、8月
北方路線 12月、3月、6月、9月
南方路線 10月、1月、4月、7月

○運行予定者の選定について

本郷町内に営業所を有するタクシー事業者のうち、運行の意向があった者の中から、十分な運行の安全性（事業者実績、行政処分の状況、重大事故の発生状況）、運行管理体制、運行車両の保有状況、運転者の指導教育体制、利用者への情報提供、苦情対応体制、事故等の緊急時の処理体制選任計画安全運行などを総合的に判断して選定しました。

【久井地域】

①事業者名 三原市

②運行予定の路線図及び時刻表 資料「2-1」、資料「2-2」参照

③運行予定期間 平成29年10月1日～平日運行（祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

④運賃

1乗車200円、敬老優待：100円、障害者優待：無料、通院目的：無料

⑤運行系統キロ

小林・山中野・土取線 [往路] 20.0キロ [復路] 19.9キロ

坂井原・下津線 [往路] 21.7キロ [復路] 22.3キロ

羽倉線	[往路] 21.3キロ	[復路] 21.3キロ
泉・和草線	[往路] 14.4キロ	[復路] 14.5キロ
吉田・筋原線	[往路] 18.6キロ	[復路] 19.4キロ

○運行予定者の選定について

当地域ではバス・タクシー事業者による十分な輸送サービスが提供できないため、これまでの輸送実績、地域のニーズに沿った運行、運行の安全性（事業者実績、行政処分の状況、重大事故の発生状況、運行管理体制、久井地域内に営業所を有すること、運転者の教育体制、利用者への情報提供、苦情対応体制、事故等の緊急時の処理体制選任計画安全運行など）を総合的に判断して選定しました。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

【本郷地域】

運営主体の本郷町町内会長連合会が運行を委託するため、委託料相当額を市から本郷町町内会長連合会へ補助金を交付する。

【久井地域】

市が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額を引いた額を委託料として市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

三原市地域公共交通活性化協議会

補助金交付要綱第8条第3項第二号の2に定める書類を添付

(添付書類)

- ・協議会が補助対象事業者になることの協議会協議結果が確認できる書類
平成29年度第1回三原市地域公共交通活性化協議会議事録のとおり（別紙1）
- ・国庫補助対象外の系統を含む地域全体の生活交通網が確認できる書類
三原市公共交通体系図のとおり（別紙2）
- ・協議会に係る関係者の役割分担を明らかにした書類
三原市地域公共交通活性化協議会規約（別紙3）及び「17. 協議会メンバーの構成」のとおり
- ・運送予定者との運行委託契約書等、または運行委託契約等を締結することが確認できる書類
本郷ふれあいタクシー運行業務委託契約書（写）のとおり
久井ふれあいバス運行業務委託契約書（写）のとおり
・前年度の計画について、利用状況等の測定の結果、結果を踏まえた評価（分析、検証）、評価を基に検討した改善点を記載した書類
平成28年度利用実績報告のとおり（別紙4）

7. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法

○測定の方法

- ・利用状況の集計、利用者アンケートなど

○測定する内容

- ・収支や利用状況の把握（収支率や路線別、運賃支払種別、ダイヤ別などの利用状況の検証）

- ・利用者増加の取組み（利用者のニーズ把握によるサービス内容の検証）

○実施時期、回数

- ・利用状況の集計は毎月実施
- ・利用状況の把握による検証は年2回、半年毎に実施
- ・利用者アンケートなどは必要に応じて、随時実施

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

- ・地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

9. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

- ・地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

- ・補助金交付要綱「表5」添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

- ・車両の取得を行わないと認め記載なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

- ・車両の取得を行わないと認め記載なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

- ・車両の取得を行わないと認め記載なし

14. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

- ・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし

15. 協議会の開催状況と主な議論

（記載方法）

- ・協議会の設立

平成21年3月18日地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、ならびに道路運送法に基づき「三原市地域公共交通活性化協議会」を設立。

○久井地域内交通実証運行開始までの協議状況

- 平成23年8月26日 久井町へき地患者輸送車の見直し協議・検討
平成23年11月28日 久井地域内交通手段の協議・検討
平成24年1月26日 久井地域内交通手段実証運行の利用状況及びアンケート調査
結果の報告

○久井地域内交通実証運行に関する住民説明会等の開催状況

- 平成23年4月25日 久井地域内交通手段の実証運行に関する打ち合わせ
平成23年8月18日 久井町自治区連合会説明（久井地域内交通手段）
平成23年9月5日 久井地域内交通手段運行委託事業者協議
平成23年9月12日 久井地域内交通手段運行案内文配布
平成23年12月21日 久井地域内交通手段運行案内文配布（2回目）

○久井地域内交通手段の利用に関するアンケート調査

調査対象：久井地域に在住の15歳以上の市民2,000人
調査時期：平成23年12月
回収状況：配布数2,000件、回収数1,083件、回収率54.2%

○平成25年度三原市地域公共交通活性化協議会開催状況

- 第1回 平成25年6月20日 生活交通ネットワーク計画承認
第2回 平成25年9月26日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
久井地域内交通手段運行車両小型化について報告

第3回 平成25年12月20日

第4回 平成26年3月25日

○平成26年度三原市地域公共交通活性化協議会開催状況

- 第1回 平成26年5月21日 生活交通ネットワーク計画承認
第2回 平成26年7月25日 経路の一部変更及び停車場の新設等について協議
第3回 平成26年10月24日
第4回 平成26年12月4日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議

第5回 平成27年3月10日

○平成27年度三原市地域公共交通活性化協議会開催状況

- 第1回 平成27年6月17日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域内フィーダー系統確保維持計画承認
本郷地域内交通の利用実績及び見直し方針について
報告

第2回 平成27年9月30日

第3回 平成27年12月25日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議 本郷地域内交通の見直しについて報告
第4回 平成28年3月25日	本郷地域内交通の見直しに係る住民アンケート結果の報告
○平成28年度三原市地域公共交通活性化協議会	
第1回 平成28年6月28日	地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 本郷地域への区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入について合意 地域内フィーダー系統確保維持計画承認 協議会が補助対象事業者になることについて合意
第2回 平成28年12月1日	地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議
第3回 平成29年3月27日	久井地域内交通のダイヤ改正について報告
○平成29年度三原市地域公共交通活性化協議会	
第1回 平成29年7月12日	地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 地域内フィーダー系統確保維持計画承認 協議会が補助対象事業者になることについて合意
平成30年度 年4回開催予定	
平成31年度 年4回開催予定	
平成32年度 年4回開催予定	

16. 利用者等の意見の反映状況

【本郷地域】

- 平成27年8月、9月、12月
本郷地域の各町内会長へ見直しに係る説明及び意見交換を実施。
 ①地域組織が運営主体とした地域コミュニティ交通導入の同意
 ②区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入の希望
- 平成28年1月
本郷地域の代表者と新たなコミュニティ交通導入協議。
 ①運行計画案の概要を検討 ②地域住民アンケート項目の検討
- 平成28年2月1日から2月28日 地域住民（船木・北方・南方地域）を対象にアンケートを実施。
 ①日常生活に伴う行動の把握 ②新しい交通の利用意向等の確認
- 平成28年5月15日から5月29日 地域住民（本郷地域）を対象にアンケートを実施。
 ①日常生活に伴う行動の把握 ②新しい交通の利用意向等の確認

○平成28年4月、5月

本郷地域の代表者と新たなコミュニティ交通導入協議

①アンケート結果を基に運行計画案の詳細を検討

○平成30年～32年の3年度については、利用状況の把握やニーズ調査（運営主体との協議や利用者へのアンケート）を実施し、サービス内容の見直しを適宜行なっていきます。

【久井地域】

○平成23年12月 久井地域に在住の15歳以上2,000人を対象に久井地域内交通手段の周知状況、利用状況、今後の利用状況を調査内容としてアンケートを実施。

<主な意見（自由記述）>

①運行回数の増回を望む意見 ②フリー乗降を望む意見 など

○平成24年11月 久井町自治区連合会と運行の改善についての協議を実施。

<主な意見>

①ダイヤの改善（復路2便目の前倒し）、②車両小型化（14人乗りワゴン車両）

○平成26年4月 久井町内自治区から経路変更及び停車場の新設の陳情が提出。

平成26年10月 陳情を受け、一部の経路変更及び停車場を新設して運行。

○平成26年11月 久井町自治区連合会と現行サービスや要望等についてヒアリングを実施。

<主な意見>

①バス停以外での乗降 ②運行区域の拡大

○平成29年1月 ダイヤ改正に向けた利用実態の聞き取りや運行委託者との協議を実施。

平成29年4月 利用実態にあったダイヤへ改正し運行を開始。

○平成30年～32年の3年度については、利用者のニーズ調査（アンケートもしくは地元町内会との協議等、年1回程度）を実施し、得られたデータに基づき運行経路や便数、運行時刻等、計画内容の見直しを適宜行なっていきます。

17. 協議会メンバーの構成

構成区分	委 員	関係者の役割分担
一般乗合旅客自動車運送事業者	芸陽バス(株)	運行・学識者や関係団体からの助言
一般乗用旅客自動車運送事業者	三原交通(株)	運行・学識者や関係団体からの助言
一般旅客定期航路事業者	土生商船(株)	運行・学識者や関係団体からの助言
住民又は利用者の代表	高坂町内会 本郷町町内会長連合会 久井町自治区連合会 大和町自治振興連合会	運営・利用促進・モニタリング・利用者からの助言

広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	学識者や関係団体からの助言
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	日本私鉄労働組合総連合会私鉄中国地方労働組合芸陽バス支部	運行・学識者や関係団体からの助言
学識経験を有する者	県立広島大学名誉教授 独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校准教授	利用促進・モニタリング・学識者や関係団体からの助言
各種団体の代表	三原市老人クラブ連合会 みはらWiメンズネットワーク 三原市P.T.A連合会 三原市社会福祉協議会 三原商工会議所	利用促進・モニタリング・学識者や関係団体からの助言・利用者からの助言
三原警察署長又はその指名する者	広島県三原警察署	学識者や関係団体からの助言
広島県知事又はその指名する者	広島県	学識者や関係団体からの助言
三原市長又はその指名する者	三原市	運営・利用促進・モニタリング

※向こう3年間メンバー等の変更予定なし

表1 地域公共交通確保事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			再編特例措置	計画運行回数	計画運行日数	系統キロ程	起点終点	経由地	運行態様の別	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	終点	該当する要件								接続する補助路線等との接続確保策	基準二で該当する要件(別表7のみ)		
三原市	(株)双葉運輸(株) (株)エフ・ジー	(1) 小林・山中野・土取経路	徳納(保)宅横	中山歯科	小林鍼灸院	往20.0km 復19.9km	94日	188回	往21.7km 復22.3km	石走	中山歯科	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 下津川崎バス停と接続	③	
		(2) 坂井原・下津経路	下谷橋	中山歯科	旧久井高校前	往21.3km 復21.3km	101日	202回	往14.4km 復14.5km	和木アースト	下泉	中山歯科	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③
		(3) 羽倉経路	山崎倉庫跡	中山歯科	中山歯科	往21.3km 復21.3km	99日	198回	往18.6km 復19.4km	村上店	市原	中山歯科	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③
		(4) 泉・和草経路	和木アースト	中山歯科	中山歯科	往14.4km 復14.5km	101日	202回	往18.6km 復19.4km	船木地区	船木地区	路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(5) 吉田・勘原経路	村上店	中山歯科	中山歯科	往18.6km 復19.4km	93日	186回	往19.4km 復19.4km	北方地区	北方地区	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(6) 船木路線	南方地区	南方地区	南方地区	往19.4km 復19.4km	47日	564回	往19.4km 復19.4km	南方地区	南方地区	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(7) 北方路線	北方地区	北方地区	北方地区	往19.4km 復19.4km	49日	568回	往19.4km 復19.4km	南方地区	南方地区	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(8) 南方路線	船木地区	船木地区	船木地区	往19.4km 復19.4km	47日	564回	往19.4km 復19.4km	北方地区	北方地区	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(9) 船木路線	南方地区	南方地区	南方地区	往19.4km 復19.4km	47日	564回	往19.4km 復19.4km	北方地区	北方地区	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(10) 北方路線	南方地区	南方地区	南方地区	往19.4km 復19.4km	49日	568回	往19.4km 復19.4km	船木地区	船木地区	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(11) 南方路線	北方地区	北方地区	北方地区	往19.4km 復19.4km	47日	564回	往19.4km 復19.4km	南方地区	南方地区	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(12) 船木路線	北方地区	北方地区	北方地区	往19.4km 復19.4km	47日	564回	往19.4km 復19.4km	南方地区	南方地区	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(13) 北方路線	南方地区	南方地区	南方地区	往19.4km 復19.4km	47日	564回	往19.4km 復19.4km	北方地区	北方地区	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	
		(14) 南方路線										区域運行	①	補助対象地域間幹線系統 中国バス 甲山三原線 下津川崎バス停と接続	③	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	三原市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	49,458
交通不便地域	10,935

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,356	久井町	過疎地域自立促進特別措置法
1,994	大和町(神田村・大草村除く)	過疎地域自立促進特別措置法
3,898	大和町の一部(神田村・大草村)	山村振興法
687	鷺浦町	離島振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
49,458	49,458人×150円+240万円	9,818千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑯)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)